

国民健康保険・後期高齢者医療

新しい保険証、 (兼)高齢受給者証は届きましたか

◇国民健康保険高齢受給者証が、 保険証と一体化になりました

今まで、70歳以上の国民健康保険加入者の方には、保険証とともに高齢受給者証をお届けしていましたが、平成30年8月から、保険証と一体化したため1枚となりました。別途、**高齢受給者証の発行はありません。**

国民健康保険被保険者証及び後期高齢者医療被保険者証の有効期限は、7月31日となっております。8月1日からご使用いただく新しい保険証は、7月下旬ごろにお送りしています。

現在お持ちの古い保険証などは、内容が読み取れないよう切断して破棄してください。

◇記載内容を確認してください

新しい保険証が届いたら、記載内容などに間違いがないか確認してください。有効期限は平成31年7月31日までですが、年齢や保険証の種類によって一部異なります。

※70歳以上の方には、高齢受給者の負担割合が記載してあります。

◇保険料(税)を滞納している場合

国民健康保険税、後期高齢者医療保険料の滞納がある場合は、通常の保険証ではなく、滞納状況に応じて、有効期限の短い短期被保険者証や、医療費の全額を負担することになる被保険者資格証明書を交付します。

短期保険証などの発行は、納税相談の後に行いますので、税務課滞納対策室へお越しください。

◇保険証に変更はありませんか？

再就職などで職場の健康保険に加入されたり、ご家族の方の社会保険の被扶養者になられていませんか。職場では国民健康保険脱退の手続きはしてもらえませんので必ず役場の窓口で手続きをしてください。

脱退の手続きをしないと国民健康保険税が賦課されたままになります。脱退の手続きには新たに加入した健康保険証と本人および世帯主の方の個人番号の分かるものが必要です。

※原則14日以内に手続きをするように決められています。

◇ひと月にひとつの医療機関での支払いが高額になる可能性がある方は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」の申請をしてください

入院などで医療費が高額になる場合には、医療機関に認定証を提示することで窓口での支払いが自己負担限度額までになったり、入院時の食事が減額されたりします。

◆申請に必要なもの

保険証、個人番号カード（または通知カード）、印鑑

※国民健康保険税の滞納がある世帯は、交付できない場合があります。

70歳以上の方へ

平成30年8月から適用区分が変わったため、住民税非課税世帯の方のほか、住民税課税世帯で、課税所得145万円～689万円の方も申請が必要となりました。

*「限度額適用・標準負担額減額認定証」をお持ちの方へ

現在発行している「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」の有効期限は、7月31日となっております。8月以降も引き続き高額な診療等を受ける方は、**交付申請の手続きが必要です。**

◆問い合わせ先

住民課

☎0859・54・5210

「ジェネリック医薬品希望シール」を活用しましょう

ジェネリック医薬品は、新薬の特許期間終了後に、有効成分や安全性などが新薬と同等と認められた薬のことで、開発コストが少ない分、新薬よりも安く購入できます。

大山町国民健康保険では、皆さんの窓口負担を節約できるジェネリック医薬品の利用を促進するため、ジェネリック医薬品への切り替えを手軽に意思表示できるシールを作成し、新しい保険証と一緒に同封しました。保険証やお薬手帳に貼ってご利用ください。

*年に2回（4月、9月診療分）ジェネリック医薬品へ切り替えた場合に削減できる自己負担額を参考までにお知らせしています。
(35歳以上で一部の医薬品を使用している方)